

タクシーチケット配布事業



誰が対象なの？

次の条件①～⑤すべてに当てはまる方が対象です。

①	大船渡市に住民登録している方
②	令和7年（2025年）3月31日までに75歳以上になる方
③	末崎町、大船渡町、盛町、猪川町、立根町、赤崎町に在住で、 <u>自宅と最寄りのバス停又は駅（JR大船渡線BRT・三陸鉄道）までの距離が300m以上離れている方</u>
④	運転免許証（自動車、バイク）を持っていない方
⑤	大船渡市福祉タクシー助成を受けていない方

どれくらいチケットがもらえるの？

500円

大船渡町、盛町、猪川町（西山・大野を除く）、立根町の方	500円チケット×12枚
赤崎町（蛸ノ浦地区を除く）の方	500円チケット×24枚
末崎町、赤崎町蛸ノ浦地区、猪川町西山・大野の方	500円チケット×36枚

※蛸ノ浦地区は、蛸ノ浦地区公民館の区域（清水～合足）とします。

使い方は？

注意！

◆ 利用できる枚数

1回の乗車につき運賃が

1,000円以上の場合	1枚
2,000円以上の場合	2枚
3,000円以上の場合	3枚
4,000円以上の場合	4枚
⋮	

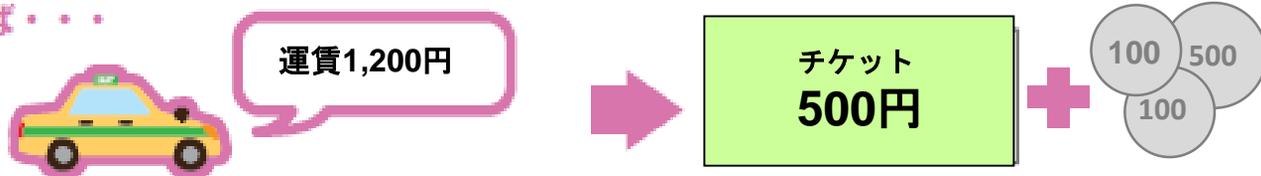
まで利用できます

- ※ 運賃が1,000円未満の場合は利用できません。
- ※ 何人で乗っても、上記枚数を超過して利用することはできません。

◆ 使い方

タクシーに乗って運賃を支払う際に、チケットを運転手にお渡しください。チケットと運賃の差額分を支払っていただきます。

例えば・・・



運賃が1,200円だった場合

チケット1枚 と 700円をお支払い

使用上のご注意！

- ◆ チケットの複製・転売・譲渡はできません。
- ◆ チケットの配布は年度内で **1回限り** です。
- ◆ チケットの有効期限は **令和7年（2025年）3月31日まで** です。
- ◆ チケットを使用できるのは配布された本人のみです。（同乗は可能）
- ◆ 気仙地区管内のタクシー会社以外ではご利用できません。

お問合せ先

大船渡市役所 企業立地港湾課 交通通信係 27-3111(内線120)